

(事務連絡)  
令和7年3月19日

関係団体 各位

国土交通省 国土地理院

電子基準点からの補正情報を利用されている事業者への周知について  
(注意喚起の協力依頼)

平素より国土地理院の業務に格別の御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、国土地理院では、令和7年4月1日に当院で管理する電子基準点、三角点、水準点等の基準点の標高成果を、衛星測位を基盤とする最新の標高に改定いたします。

これに伴い、ICT施工関連においても建機のローカライゼーション等において影響があることを想定しております。

本件につきましては、国土地理院の説明会、ホームページ等でお知らせしているところですが、このたび、電子基準点からの補正情報を利用されている事業者等の皆様を念頭に、標高成果の改定前後で、電子基準点データを用いて得られる高さ情報（ネットワーク型 RTK-GNSS、RTK-GNSS 等）にズレが生じる可能性がある旨、ホームページ等で注意喚起いたしました。

○《注意喚起》電子基準点からの補正情報を利用されている事業者等の皆様  
<https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev.html#kanki>

そこで、その注意喚起に使用しているリーフレット（別添）について、貴団体の会員の方々にも個別に展開していただき、御一読いただくよう注意喚起の御協力をお願い申し上げます。

<問合わせ先>

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

E-mail [gsi-hyokokaitei@gxb.mlit.go.jp](mailto:gsi-hyokokaitei@gxb.mlit.go.jp)

測地部 測地技術活用推進官 TEL:029-864-4527 (直通)

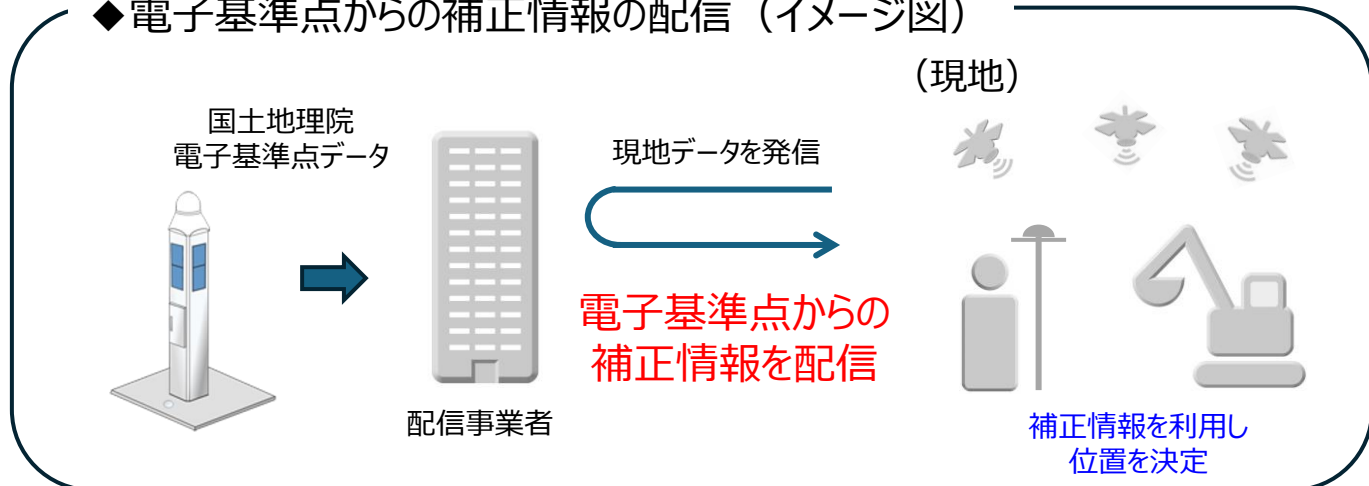
企画部 測量生産性向上推進官 TEL:029-864-2194 (直通)

# 《注意喚起》

## 電子基準点からの補正情報を利用されている事業者等の皆様

国土地理院では、**令和7(2025)年4月1日に電子基準点の標高成果を改定**します。これに伴い、**標高成果改定前後**で、国土地理院が管理する**電子基準点データを用いて得られる高さ情報**（RTK-GNSS、後処理キネマティック、ネットワーク型RTK-GNSS等）に**ズレが生じる可能性**があります。標高成果改定日（令和7年4月1日）をまたいで電子基準点からの補正情報を利用する場合は、**改定前後の高さ情報が混在しないよう留意する必要があります**。

### ◆電子基準点からの補正情報の配信（イメージ図）



電子基準点からの補正情報の詳細については、ご利用されている配信事業者にご確認ください。

一例：電子基準点からの補正情報を利用した建機の場合

**標高成果の改定前後で補正情報をそのまま使うと、  
高さ情報にズレが生じること** につながります。

**ローライゼーション※**を行うことで、高さ情報のズレが解消します。

※ローライゼーション：GNSS（衛星測位システム）の計測座標を現地座標（工事基準点座標）に整合させる作業



作業装置の整合確認（画像提供：湯澤工業(株)）

問い合わせ先：国土交通省 国土地理院

E-mail: [gsi-hyokokaitei@gxb.mlit.go.jp](mailto:gsi-hyokokaitei@gxb.mlit.go.jp)（メール送信時には@を半角にしてください）

URL: <https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev.html>